



- 趣旨** 2017年に示された「新しい社会的養育ビジョン」では、就学前までの里親等委託率が75%以上、学童期以降は50%以上という国の目標値が掲げられました。しかし2021年度末の日本の里親等委託率は3歳未満が25.3%、3歳～就学前が30.9%、学童期以降が21.7%という現状です。  
そこで今回ドイツのフルステンフェルトブルック少年局で子どもペタゴジーをされているプロキッシュ氏をお招きし、里親子支援の実践を講義いただきます。それにより研修に参加する支援者の知見を広げ、より良い委託推進や支援へと繋げることを趣旨として本研修を開催します。
- 日時** 令和7年 2月 17日(月) 15時～17時
- 参加費** 無料
- 開催方法** オンライン(zoom)開催  
\*開催の5日前を目途に、zoomIDや研修資料をメール送信します。
- 内容** 演題:「ドイツにおける里親制度」  
講師:ドイツ フルステンフェルトブルック少年局 子どもペタゴジー  
プロキッシュ サラ 氏 (Sarah Prokisch) \*同時通訳あり

～ 講師紹介 ～

ドイツのハーメルン(おとぎ話『ハーメルンの笛吹き男』で知られている町)で生まれる。母は保育士、父は遺伝学者で、4人の実の兄妹と里子の弟(1歳のときから家族の一員)と一緒に育つ。その他、生後6週間から2歳までの里子10人(男の子1人、女の子9人)と暮らしてきた。

高校卒業後、ベトナムで社会奉仕活動(子どもたちの世話や教育活動を行う)。その後、アイヒシュテットで心理学及び小学校教諭の勉強をし、同時にその間小学校でも働く。また、休暇中にはドイツや南アフリカでDiscipleship Training School(キリスト教聖書学校)に通う。大学はミュンヘンで児童教育を学ぶ(卒業論文は子どもデイケアセンターにおける予防的児童保護)。様々な幼稚園や託児所でも働き、最初はグループリーダーとして、その後は児童養護施設(幼稚園と託児所)の副センター長およびセンター長代理を務めた。また、現在は応用教育科学の修士号も取得中。

2023年8月からフルステンフェルトブルック少年局(ミュンヘン/バイエルン近郊)で働く。職務内容は、子どもや青少年、両親のカウンセリング、家庭裁判所の手続きにおける支援、里子と里親の支援、青少年福祉対策のための話し合いと解決策の立案や支援、家族面談の実施、児童福祉のリスクの明確化、ネットワーク作り等。余暇の時間には、旅行や外国の文化を知ることを楽しんでいる。

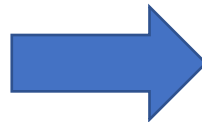


6 対象 児童福祉施設職員、児童相談所職員、市町村職員、里親、その他里親制度に関心のある方

7 お申込み 下記のQRコードの参加申込フォームよりお申し込みください。  
申し込み締め切りは2月5日(水)です。

## Web 専用申込フォーム

QRコードからWebにアクセスの上、  
お申し込みください。



[https://docs.google.com/forms/d/1KMNRKgWUniV5huM2DLzaJiX4Z34X\\_XrVPjsY1nyqD5U/edit](https://docs.google.com/forms/d/1KMNRKgWUniV5huM2DLzaJiX4Z34X_XrVPjsY1nyqD5U/edit)

※上記フォームからのお申込みが難しい方は、メール(doujin-shien@doujin.or.jp宛)でのお申込みも可能です。

その際はメールのタイトルに『里親子支援者オンライン研修会申込』と記載の上、「御所属」「参加者氏名」「職種」「電話番号」「メールアドレス」「講師への質問」を入力ください。

8 主催・お問合せ先 同仁学院里親支援事業（担当：児童養護施設あいの実 小澤）

TEL:042-989-1217

Mail:[doujin-shien@doujin.or.jp](mailto:doujin-shien@doujin.or.jp)

\*\*\*\*\* 参考資料 \*\*\*\*\*

### 〈ドイツと日本の人口・面積〉

	ドイツ	日本	フュルステンフェルトブルック郡	埼玉県熊谷市(※参考)
人口	83,237,124人 (2023.12.31 現在)	123,941,000人 (2024年)	186,276人 (2023.12.31 現在)	189,882人 (2024.11.1 現在)
面積	357,578km <sup>2</sup>	377,973.89km <sup>2</sup>	799.8 km <sup>2</sup>	159.82km <sup>2</sup>

### 〈ドイツの里親制度の概要〉

- ・ドイツの里親委託率は約50%前後。3歳未満の委託率は 80%前後。州にもよるが、基本的には乳幼児は里親委託、中高生以上は施設入所となることが多い。
- ・1970年まで助産師や看護師が乳幼児を世話するような施設があったが、1970年に乳児院が撤廃されるタイミングで、養子縁組担当部署が各市町村に設立された。その後 2009年の国連からの勧告により、州少年局からの推薦(「強い勧告」や「指導」的な位置づけ)があり、0~3歳未満の子どもは施設には入所させず、緊急里親や家庭的な支援を提供することに決まっている。

【日本財団「里親制度の国際調査報告書」より一部抜粋】